

## 善通寺市総合会館条例の一部改正（案）について

現在、善通寺市総合会館については、～ ひと・まち・歴史をつなぐ新たな学び・交流の場 ～ を基本コンセプトとして改修工事を行っています。改修後の管理運営に当たり、次のとおり善通寺市総合会館条例の一部改正を予定しています。

### 1. 開館時間について

改正前	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで (日曜・祝日は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)
改正後	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで (日曜・祝日は、午前 9 時から午後 6 時まで)

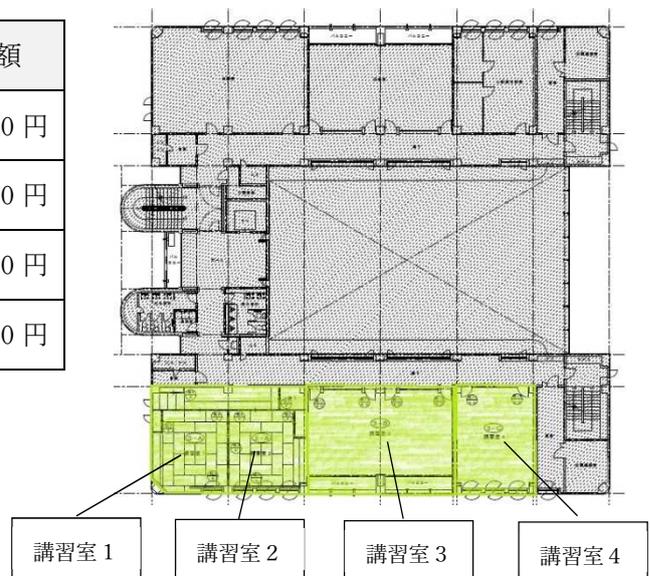
※ただし、各階の施設利用の開始時間は午前 9 時から

### 2. 利用料金について

#### (1) 3階 市民活動エリア

- ・ これまでどおり様々な市民活動に利用できるエリア
- ・ 利用者の利便性を考慮して、1時間当たりの料金単位に変更
- ・ 金額自体は、改正前の1時間当たりと同程度

名 称	単 位	金 額
講習室 1 (和室)	1 時間当たり	700 円
講習室 2 (和室)	1 時間当たり	700 円
講習室 3	1 時間当たり	800 円
講習室 4	1 時間当たり	700 円



(2) 4階 ICT エリア

① 会議室

- ・ Web会議などが行えるようICT環境を整備
- ・ 将来的な企業や大学・専門学校等との連携によるサテライト機能も視野

② 多目的室

- ・ 高校などの学習成果の発表や講演会など、多目的に利用できる施設

③ 交流スペース

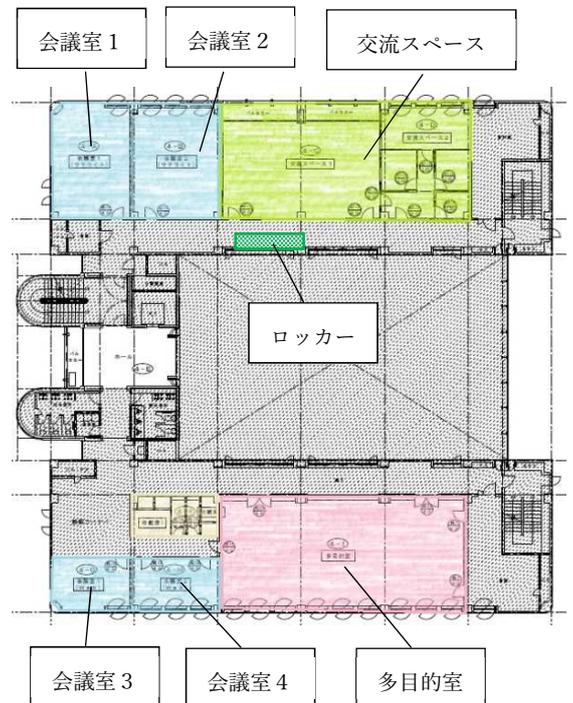
- ・ 多様な世代の市民が交流できるコワーキングスペース
- ・ 誰でも気軽にテレワークや勉強ができるよう設備環境を整備

(専用施設利用料)

名称	単位	金額
会議室 1	1時間当たり	1,000円
会議室 2	1時間当たり	1,000円
会議室 3	1時間当たり	400円
会議室 4	1時間当たり	400円
多目的室	1時間当たり	1,500円

(共用施設利用料)

名称	単位	金額
交流スペース	1人1時間当たり	200円
	1人3時間当たり	500円
	1人1日当たり	1,200円
	1人1月当たり	8,000円
	1法人1月当たり	20,000円
ロッカー	1箇所1月当たり	2,000円



※法人による同時利用者数は、1法人につき4人を限度